被保険者の収入によって生活している家族は「被扶養者」として健康保険組合の給付を受けることができます。
健康保険の被扶養者になるには家族ならだれでも入れるというものではなく、法律などで決まっている一定の条件を満たすことが必要です。健康保険の扶養家族は会社の扶養手当や税法上の扶養家族とは基準が全く異なります。

被扶養者認定基準

被扶養者として認定を受けるためには、次のいずれの条件も満たす必要があります。
条件を満たす場合は、被扶養者申請の手続きをしてください。
健康保険組合は次の項目に沿って総合的かつ厳正に審査したうえで被扶養者に該当するかどうかを判断します。
※認定基準にかかわらず、75歳以上の人は、後期高齢者医療制度の適用対象者となりますので、被扶養者にすることができません。

【16歳以上60歳未満の家族の認定対象者について（学生の子をのぞく）】

厚生労働省の通達によれば、「年齢16歳以上60歳未満の者については、特に被扶養者に該当するか否かの事実を確かめる必要がある」とあり厳格に取り扱うことになっています。これは、16歳以上60歳未満の方は就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる年齢であるからです。健保ではこの通達に基づき通常就労して生計を立てることが出来る年齢を18歳以上、60歳未満の方（ただし配偶者、学生の子、および障害者を除く）とし、その方の認定については、特に厳格に審査を行っています。このため被扶養者になるためには、書類の提出により就労できない状態にあることを証明し、被保険者生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告することが必要です。

1．被扶養者の範囲
2．優先扶養義務
3．被扶養者の収入基準
4．生計維持関係
5．継続的な扶養能力
6．共働きの場合の扶養
7．海外に在住し、日本国内に住所を有しない家族
8．認定日
9．よくある質問（Q＆A）
10．被扶養者資格の見直し

１．被扶養者の範囲

被扶養者の範囲は法律で決められており、被保険者と同居でなくてもよい人と、同居であることが条件の人がいます。

《被扶養者として認められる三親等内親族範囲図》〇内の数字は親等級を表します

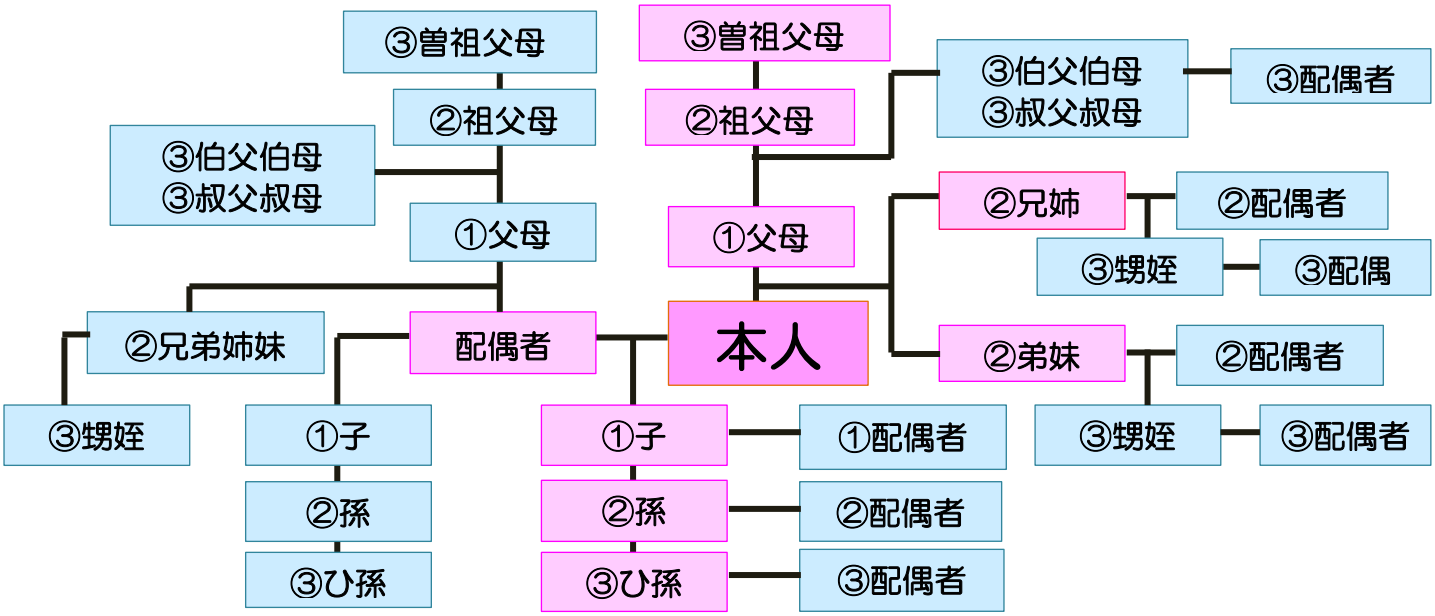

被保険者と同居でも別居でもよい人	被保険者と同居が条件の人
① 配偶者 (双方に戸籍上の配偶者がいない内縁関係も含む) ② 子(養子を含む)、孫 ③ 兄、姉、弟、妹 ④ 父母、祖父母、曽祖父母(直系尊属)	①左記枠以外の３親等内の親族 ②配偶者(内縁も含む)の父母および連れ子 ※上記図のピンク枠外の人は同居が条件

《同居とは》

同じ家に一緒に住んで生計を共にしていることをいいます。二世帯住宅でお互いに独立した生活を送っている場合や、同一敷地内であっても別棟の場合は該当しません。当健康保険組合では、住民票で同一世帯となっていることで同居の確認をしています。住民票の世帯主は被保険者でなくても構いません。

★16歳以上（義務教育終了後）～60歳未満（配偶者除く）は、通常、就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できるとされております。このため、被扶養者になるためには書類の提出により、就労できない状態にあることを証明し、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告することが必要です。

★被扶養者が外国人の場合、扶養審査の申請に際し申請書に「在留カード」の両面コピーと住民票をも添付してください。内縁関係は適用しません。

2．優先扶養義務

その家族に優先扶養義務者が他にいる場合は、扶養申請を受け付けられない場合があります。
優先扶養義務者とは、その家族の「配偶者」、その家族が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」などをいいます。但し優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるをえない理由がある場合は扶養申請可能です。

3．扶養者の収入基準

その家族の年間収入が基準額以内かつ
・同居の場合、収入が被保険者(あなた)の収入の1/2未満
・別居の場合、収入が被保険者(あなた)からの仕送り額未満
※基準額とは年間130万円（60歳以上または年金受給者の場合は180万円）未満

《収入の範囲》

被扶養者の年齢	収入限度額
59歳以下	年収入　130万未満 (月収入108,334円未満、日収入3,612円未満)
60歳以上または年金受給者	年収入　180万未満 (月収入150,000円未満、日収入5,000円未満)

過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時および認定された日以降の年間の見込み収入額(⇒収入額の算出方法)(リンク)のことをいいます。
年収入を得ている場合は、年額130万円未満(60歳以上および年金受給者は180万円未満)、
月収入の場合は、月額108,334円未満(60歳以上および年金受給者は150,000円未満)、
失業手当のように日収入の場合は、日額3,612円未満(60歳以上および年金受給者は5,000円未満)が基準となります。収入が一定の期間に限られる場合、１年間のうち６か月しか収入がなくても、その収入が月額108,334円以上だった場合、収入を得ている期間は被扶養者として加入できません。
また扶養者となる方の収入は、所得金額ではなく、税金控除前の総収入金額（賞与・通勤交通費を含む）で判断します。雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意願います。

【被扶養者として申請したいご家族がお勤めしている場合、ご確認ください。】

１．週所定労働時間が20時間以上あること。

２．雇用期間が継続して1年以上と見込まれること。

３．賃金の月額が8万8千円以上であること。

４．学生でないこと。

５．勤務先が常時501人以上の厚生年金被保険者を使用する事業所（特定適用事業所）に勤めていること。（所属事業所へご自身でご確認ください）

１～５の要件をすべて満たす人は、当健康保険組合の被扶養者にはなれません。

《収入には以下のものが含まれます》

（１） 給与収入（パート・アルバイト・内職を含む。
所得金額ではなく、税金控除前の総収入金額（賞与・通勤交通費を含む））

（２）各種年金（厚生年金・国民年金・公務員等の共済年金・農業者年金・船員年金・石炭鉱業年金・議員年金・労働者災害補償年金・企業年金・自社年金・障害年金・私的年金・非課税扱いの遺族年金　等）

（３）恩給収入（文官恩給・旧軍人恩給・旧軍人遺族恩給　等）

（４）事業収入（自家営業・農業・漁業・林業　等）

（５）不動産収入・利子収入・投資収入・雑収入

（６）雇用保険からの給付金（失業給付、傷病手当）、健康保険からの傷病手当金や出産手当金

（７）被保険者以外の者からの仕送り（生計費，養育費　等）

（８）その他継続性のある収入　（株式配当等）

※（６）の雇用保険からの給付金（失業給付または傷病手当），健康保険からの傷病手当金や出産手当金等の休業補償を受けている方は、その受給期間中は原則認定対象外となります。

ただし、基本手当日額が3,612円未満（60歳以上は5,000円未満）の場合は、被保険者により生計が維持されていると判断し、扶養申請が可能となります。

《収入の算出方法と注意》

①給与収入

所得金額ではなく、税金控除前の総収入金額（賞与・通勤交通費を含む）で判断します。認定申請時は、直近の収入により推計します。

【年間収入の算出方法】

｛（直近3ヶ月の総支給額の合計 ÷ 3）× 12ヶ月）｝＋（賞与×支給されている回数）

※給与、賞与とも、税控除前の総支給額。通勤交通費も含みます。

※専従者給与収入の場合は、前年度の確定申告書にて申告した金額です。

②自営業（農業・漁業等の従事者を含む）をしている方は、課税非課税証明書および確定申告書（税務署受付印のある写）の総収入から、必要最小限の経費を差引いた収入額で判断します。健保組合が認める経費は売上原価、給料賃金、地代家賃(事業所所在地が自宅以外の場合)です。税法上とは異なります。

【年間収入の算出方法】

〔総収入－（売上原価+経費〕＝収入額

③退職金等の一時的な収入は除きます。

④繰越損失金は当年より前の損金であるため考慮しません。あくまで当年の収入で判断します。

４．生計維持関係

(1)仕送り金額

被扶養者の認定要件として、主として被保険者の収入によって生計を維持していることが必要です。

認定対象者の年収が130万円未満(60歳以上または年金受給者は180万円未満)で、かつ被保険者からの仕送り額より少ない場合は被扶養者として認定可能です。

また、仕送りは毎月定額で実施し、別居する認定対象者の年収が無収入であっても下表の仕送り額以上の送金をしていることが必要です。

なお、送金を行うことにより別居する扶養申請者の一人当たり生活費が、被保険者世帯の一人当たり生活費を上回る場合は認定できません。

〈仕送り下限額〉

別居する認定対象者の人数	月額	年額
1 人	50,000 円以上	600,000 円以上
2 人	80,000 円以上	960,000 円以上
3 人以上(一律)	100,000 円以上	1,200,000 円以上

(2)仕送りが確認できる証明書類

直近6カ月以上の仕送り額証明書（銀行・郵便局の振込票控え、現金書留送金の控え、送金側と受取側両方の通帳コピー等）を提出いただきます。

(注)仕送りについて、「手渡し」や「一括送金」等、定期的に証明できないものは認定不可です。

必ず第三者からみて送金者と受取者および金額が確認できるものが必要です。

これから送金する（又は手渡ししていた）場合には、連続2ヶ月分の実績を作っていただき、翌月からの認定となります。 その後順次のこり4か月分の送金を証明する書類を提出してください。

《別居であっても仕送りが不要な場合》

・被保険者の単身赴任による別居

・子どもが学生で就学による別居

5．継続的な扶養能力

被保険者には、継続的にその家族を養う経済的扶養能力があることが必要です。

6．共働きの場合の扶養

夫婦がともに働いていて子どもを扶養にする場合、前年の収入をもとに将来継続的にみて原則収入の多いほうの扶養とします。複数子どもがいる場合は、父母で分けて扶養することは健康保険法で認められていないため、収入の多いほうの親が子ども全員を扶養することとなっています。

ただし、収入が同等（目安として差が１０％未満）の場合、被保険者が生活費のほとんどを主として担っていれば扶養申請可能です。

7．海外に在住し、日本国内に住所を有しない家族

海外に在住し、日本国内に住所を有しない家族で被扶養者の認定を申請する場合も、日本国内に住所を有する家族と同様に身分関係および生計維持関係、別居の場合は送金等の確認をします。公的証明書またはそれに準ずる書類が必要です。

証明書類が外国語で作成されたものの時は、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。翻訳者は被保険者本人でも構いません。

なお、公的証明書に準ずる書類を提出された時は厚生労働省保険局保険課との協議が必要となるため、認定までに時間がかかる可能性があります。

8．認定日

健康保険法施行規則第38条第１項により、被保険者は事実発生日から5日以内に被扶養者認定申請書を事業所経由にて提出しなければならないことになっております。

しかし、申請書の提出がやむを得ない理由で遅れた場合、事実発生日から1か月以内に健康保険組合が受付けたときは事実発生日まで遡って認定いたします。

事実発生日から1か月を超えた場合、あるいは書類が不備の場合は、すべての書類がそろって健康保険組合が受付けた日を認定日といたします。

必ず届け出る前に被扶養者認定申請書および現況届の記載内容や添付書類をご確認ください。

雇用保険受給延長(写)など、後日提出を認めている書類については、認定後2か月以内に提出してください。（ただし、出生の場合は出生日を認定日とします。）

《事実発生事由》	事由発生日から1か月以内に 健康保険組合が受付けた場合の認定日	事由発生日から1か月を 超えて健康保険組合が 受付けた場合の認定日
出生	出生日	出生日
結婚	入籍日	健康保険組合が 受付けた日
退失職 **(他健保の資格喪失)**	離職日の翌日　(他健保の資格喪失日) ※国民健康保険は除く	
雇用保険の受給終了	受給期間の終了日の翌日	
他健保の任意継続被保険者を終了した	任意継続資格喪失日	
独立生計維持が不能となった	収入が減収した日 （月収の場合は収入が減収した月の翌月1日）	
廃業した	廃業日の翌日	

《条件》必要書類がすべて添付されていること。

9 .被扶養者資格の見直し

定期的に被扶養者資格確認調査を行ないます。

毎年、認定後も扶養の認定基準を満たしているか被扶養者資格確認調査 (以下、検認という)をおこないます。

検認は、定期的または随時被保険者に対して必要書類等の提出を求めます。

収入の証明になる書類や、継続的な仕送り証明を、いつでも提出できますようご準備をお願いします。※仕送り等の記録（証明書類）は、必ず２年間は保管してください。

定期または随時の調査の結果、被扶養者資格がないと判定された場合は、被保険者に対しその旨通告し、被扶養者資格が失われたと判定された日に遡って削除します。

ただし、故意または悪意による虚偽の記載あるいは申し立てがあった場合は、被扶養者資格を付与した日に遡って削除します。

また、当該期間にわたって発生した医療費の全額及びその他給付金を過去に遡及し返還しなくてはなりません。